

第6回湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会 議事概要

1. 開催日時 平成29年4月19日 午後1時30分～午後4時00分
2. 開催場所 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ（長浜市八幡中山町200番地）
工場棟3階 研修室
3. 出席者 **【委員】**（順不同）
金谷 健委員長、及川 清昭副委員長、鈴木 康夫委員、武田 信生委員
橋本 良弘委員、喜田 和男委員、富永 国男委員、熊谷 定義委員
卯田 隆委員、今井 克美委員、山田 英喜委員
【事務局】
八上事務局長、辻井施設整備課長、福山施設整備課副参事
樋口施設整備課主幹、岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事
【支援委託業者】
パシフィックコンサルタンツ(株)
4. 傍聴者 なし ※非公開のため
5. 議題
 - (1) 報告事項
 - ①公募結果について
 - ②委員会の非公開について
 - ③委員会資料の取扱いについて
 - ④センター議員の応募地視察等について
 - (2) 審議事項
 - ①資格判定審査
 - ②相対評価審査
 - ③選定評価結果報告書の案について
 - ④その他
6. 会議内容
 - ①開会
 - ②新しい委員と事務局の紹介
 - ③報告事項
 - ④資格判定審査
 - ⑤相対評価審査
 - ⑥選定評価結果報告書の案について

⑦その他

⑧閉会

①開 会

午後 1 時 30 分開会

②新しい委員と事務局の紹介【資料 1】

(説明事項)

事務局 : 関係行政機関について、平成 29 年度定期人事異動があり、滋賀県湖北環境事務所長に卯田隆氏、長浜市市民生活部長に今井克美氏が着任をされた。このため、委員会設置条例第 4 条第 2 項に基づき、前任者の残任期間を任期とし、4 月 1 日付けで委嘱をさせていただいた。

③報告事項

(説明事項)

・公募結果について

事務局 : 申請順に木尾町自治会、海老江自治会、安養寺自治会、飯山町自治会の計 4 自治会から応募があった。いずれも長浜市内の自治会である。

(説明事項)

・委員会の非公開について

(質疑)

事務局 : 非公開の委員会について、会議次第や審議結果という形での公開をするように決めていただいた。しかし、本日の審議事項である資格判定審査、相対評価審査等の選定経過については、透明性及び公平性の確保が必要であり、非公開とされている選定経過についても、公開すべきであると考え、応募地の所有者、権利関係など個人が特定される情報を除いた範囲での議事概要の公表を行っていきたいと考えている。

委員 : 委員会の非公開について、最初は次第だけを公表するという話だったと思うが、先ほどは少し違っていた気がする。もう一度説明していただけないか。

事務局 : 第 1 回の委員会で、会議次第と審議結果を公開することに決めていただいた。センター議会から、選定過程について、透明性や公平性の確保のため、個人情報等を除いて委員会が終わり次第、公開が必要であるのご意見があったことを踏まえて、できる範囲で公開していきたいと考えている。

委員長 : どの程度まで公開するかは、本委員会の審議事項になると思うので、審議事項④で改めて確認して決める。

(説明事項)

・委員会資料の取扱いについて

事務局 : お手元に本日の資料と委員の方の名前が入ったファイルをお配りしている。委員会終了

後は資料、ファイルともに持ち帰らないようにお願いしたい。名前が入ったファイルにお配りした資料を綴じ、そのファイルを今後の委員会でそのままお使いいただくことにする。

(説明事項)

- ・センター議員の応募地視察等について

事務局 : 4月26日にセンター議員の皆さまに応募地の視察をしていただく。事務局が把握している情報を当委員会に提供するという観点からセンター議会全員協議会で出た意見についても情報として提供させていただく。

④資格判定審査

(説明事項)【資料4】

- ・資格判定審査

(質疑)

委員長 : 資格判定審査結果案について採決をしたいと思うが、4つの応募地全て「適」とする事に賛成の方は挙手をお願いしたい。

(全員、挙手)

委員長 : 全員賛成で「適」と決定する。

委員長 : 委員会は過半数の出席をもって成立するという事なので、委員会として決定する時に欠席委員の意向は除くということだが、多面的評価の際は、どのように考えているか。

事務局 : 通常の会議だと出席者の過半数と思っている。ただし、多面的評価については、委員の持ち点を反映することから、欠席委員を除くことは委員会の主旨にも反する部分もあるので、委員会で欠席となる場合は、事前に点数を聞いておいて、それを委員会の中で加える対応をしていただけるとありがたい。本日の採決については、欠席委員は抜いて良いと考えている。

委員長 : では、多面的評価に当たって欠席される委員がいた場合は、事前に点数を事務局に示していただいて、全ての委員の持ち点を集約・平均する形で委員会としての点数にする考え方で良いか。

(異議なし)

⑤相対評価審査

(説明事項) ※相対比較項目による評価 評価視点「安心・安全の確保」について

(質疑)

委員 : 近辺に急傾斜地崩壊危険区域に指定されている応募地があるが、これが崩壊すると候補地に影響があるのではないか。

事務局 : 急傾斜地崩壊危険区域は資格判定審査で評価をしており、候補地にかかっていないことから適としている。

委員 : 崩壊すると影響がある可能性もあると思う。

委員長 : 評価基準において、隣接地を含めて該当しないということなのか。
事務局 : 該当していない。
委員 : 根拠資料を提示していることから、現時点では、この資料しかないのをこれを基に判断したら良いと思う。
委員長 : 承知した。委員が懸念された面は多面的評価のほうで、各委員が反映する・しないを判断していくという仕分けで良いか。

(異議なし)

委員 : No.1-5 の施設配置について、どういう基準で容易と評価しているのか。
事務局 : 敷地面積が大きくとられる焼却・リサイクル施設が、応募地の中で一番狭小なところにも配置が可能ということを容易の基準として A 評価としている。
委員長 : 評価基準は定性的であるので、応募者から聞かれたときに答えられるように、どのような考え方で評価したのかははっきりしておいた方が良いと思う。
事務局 : 応募地の中で一番狭小なところに、面積の最も小さい汚泥再生処理施設しか配置できない場合は条件付きとして B 評価としている。
委員長 : 機械的にジグソーパズルのようにやるのではなく、施設配置の制約条件を満たせるのか満たせないのか、満たせる配置は何通りできるのか、で説明するほうがすっきりする気がする。
事務局 : 応募地の中で汚泥再生処理施設しか配置できない場所あり、他の 3 つの応募地とは差がつくと考えて、このような評価とした。
委員長 : 汚泥再生処理施設しか配置できないことは、それほど問題ではないのではないか。なぜ B 評価なのかと言われたときに合理的な説明ができない気がする。
委員 : 評価基準表では、長方形の配置が容易かどうかという形式的な基準となっていて、長方形の取り方が 2 通り以上あるか無いか、この明確な観点で評価をしているということになる。斎場とゴミ処理施設が近いのかなどを考慮するのは機械的な評価にそぐわないので、多面的評価で扱うのが適当ではないか。
委員長 : 事務局で、機械的に長方形の配置をして何通り可能なのかを確認していただけないか。それが何通りあれば容易で、少なければ条件付、無いなら困難とするのが、すっきりするのではないか。
委員 : 配置パターンが 1 通りなら C、2 通りならば B、3～4 通りある場合は A とする考えもあると思う。
委員 : 何か説明できる根拠があればよくて、施設配置を何通りも考えるのが大変なのであれば、配置できないところの面積を基準にしてもいいと思う。こうやって下さい、と言うのではなくて、きちんと根拠を持って説明できれば良い。事務局に預けても結構と思う。
委員 : 事務局の説明は、長方形で配置する建物の中で一番小さい建物を一定のところに固定しなければ他の 3 つが配置できない条件があるとの説明である。
委員長 : 面積が最も小さい汚泥再生処理施設に限られた場所にしか配置できないが、他の応募地はそうではないという旨を追記することでどうか。
委員 : それで結構である。

- 委員 : No.1・6 について、移動時間は 5 分単位で丸めた数字か。
- 事務局 : 移動時間を検索するアルゴリズムみたいなものが、30 分までは分刻みで検索結果がでるが、30 分以上になると 5 分単位で結果がでてくるようになっている。また、遠い未来の日を検索するのか、近い日を検索するのかによっても結果が変わってくるので、表の下に注釈として検索方法を示している。
- 委員 : 結果はおそらく 5 分単位で丸めた数字であり、それに対して何秒で評価するのは不合理であり、数学的にも危険なことだと思う。
- 事務局 : 根拠資料にグーグルマップを使用することになっているので、このようにさせていただいた。
- 委員長 : やむを得ないとは思いますが、30 分以上は 5 分単位で結果が出ることは書いておいたほうが良いのではないかと。
安全・安心の確保については、一部修正し、それ以外は事務局説明のとおり、ということとで採決をしたいが、賛成の方は挙手をお願いしたい。
- (全員挙手)

(説明事項) ※評価視点「環境保全への配慮」について
(質疑)

- 委員 : 自然公園法の関係で、琵琶湖周辺は 13m の高さ制限があったと思うが。
- 事務局 : 応募地は規制区域には該当しないので、高さ制限を受けない。
- 委員長 : 景観と自然環境は根拠資料に基づいて評価して、あとは現地を見て多面的評価のほうで評価することになると思う。環境保全の配慮については、事務局説明のとおりということとで採決をしたいが、賛成の方は挙手をお願いしたい。
- (全員挙手)

(説明事項) ※評価視点「事業の経済性」について
(質疑)

- 委員 : No.3・2 について、土盛の根拠は道路に合わせるためか。
- 事務局 : そう考えた。応募地が道路から低い位置にある場合は、土盛高に差をつけて積算した。
- 委員 : 道路から低い位置を地盤とするのはまずいと判断したのはなぜか。根拠はあるのか。道路を坂道にすれば良くて、なぜ差をつけるのかわからない。
- 委員 : どこも平坦地であり、差をつける必要はないと思う。
- 事務局 : 2m が正しい、1m が正しいということではなく、現場の状況を見る限り、取り付け道路からの高さがだいぶ低く、他の 3 つの候補地と造成費の差がつくと判断した。
- 委員 : 他の応募地でも、どの道路面に合わせるかで違ってくる。最も低いところだと 1m も無いが、高いところに合わせれば 1m 以上高く造成しないといけない。平坦地で差をつける理由にはならないと思う。
- 委員長 : 土盛の高さは同じで評価したほうが良い気がする。
- 委員 : 軟弱地盤の関係は造成費に反映されていないのか。

事務局 : 軟弱地盤については、構造物を建設するときの施工費になると考え反映していない。ここでは、造成費として田んぼが全面に広がっていることを踏まえて、表土をめくって地盤改良して造成することを見込んで積算している。

委員長 : 軟弱地盤対策は別の費用項目となる旨を書いたほうが良い。土盛の高さは差をつけないで一律に評価する。

No.3-4 について、土盛を一律にして造成費を再計算して評価することと、軟弱地盤については構造物を建設するときの費用で評価予定であることを補足する。その部分を修正して、他は事務局説明のとおりということで採決をしたいが、賛成の方は挙手をお願いしたい。

(全員挙手)

(説明事項) ※評価視点「用地取得の実現性」について
(質疑)

委員長 : No.4-1 について、土地所有者数は登記簿上の権利者の人数ということで良いか。

事務局 : そうである。

委員長 : 登記簿に、亡くなられた方が載っていることはあるのか。

事務局 : あり得る。

委員長 : 承知した。そこには触れずに登記簿上の人数でもって評価していると理解した。

No.4-2 について、総会の出席者数における賛成者の割合と明記されているので、自治会の総人数に対する割合ではない形で、評価をするが、参考情報として議決権利者を記載したということか。また、議決権利者については、相対比較項目による評価には反映しないが、多面的評価に反映することは可能ということか。

事務局 : そう考えている。

委員 : 議決権利者は世帯主ということか。

事務局 : そうである。

委員長 : それでは、事務局説明のとおりということで採決をしたいが、賛成の方は挙手をお願いしたい。

(全員挙手)

事務局 : No.1-4 支障物の存在、No.1-5 施設配置、No.2-3 周辺道路の混雑状況については、現地視察を踏まえて改めて評価していただき、評価結果を確定していただきたい。

⑥選定評価結果報告書の案について

(説明事項)

(質疑)

委員長 : 選定結果報告書は公表されるのか。

事務局 : 公表する。

委員長 : どの時点で公表されるのか。

事務局 : 管理者会議で決定して、それを議会で報告した後に公表することを考えている。

- 委員長 : 報告書の評価ポイントの表について、意見を羅列するよりも、プラスの評価とマイナスの評価を分けて書いたほうがわかりやすいと思う。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 評価ポイントを文章化して出すこと自体が引かかる。
- 委員長 : 多面的評価の数値に対して、なぜその数値になったのかを説明しなければいけないと考えてこの表を出されたと思う。私もなんらかの情報は必要と思う。方法としては2つあって、各委員の分布を出すのが1つ、もう1つはプラスの評価・マイナスの評価を文字情報として出すことだと思う。
- 委員 : 多面的評価に対して不信感を抱かれないものを提供できるかどうか。評価ポイントの文章は非常に気を使わないといけないと思う。
- 委員長 : 第8・9回で多面的評価を議論するが、そのときの意見をまとめるとなるとスケジュールはなかなか難しい。
- 事務局 : 第8・9回で議論していただいて、多面的評価の最終的な点数がでる。そのときの意見を基にして事務局で案を作成して、第10回委員会で報告書を確認いただく流れとなる。
- 委員長 : 評価ポイントの表現はかなりデリケートであり、第10回で初めて示されて、その場でいろんな議論があると思う。微修正でいけるのか、もう1回やらないといけないとなるかもしれないが、どのように考えているのか。第8・9回を最後に、まとめられるのか。時間的に厳しいと思うが。
- 事務局 : きちっとした文章は無理だと思う。委員の意見はこうだったと事務局がお伝えすることは可能と思う。その文章を第10回までにまとめて各委員に提示できると思う。
- 委員長 : 先ほどの意見は、評価ポイントの表そのものが無いほうがいいという意見だったか。
- 委員 : 議論して決めればよいと思う。
- 評価指標の中でリンクしているところがある。そこを整理しておいてもらえないか。多面的評価の点数の根拠付けをするときの参考資料としたい。
- 委員長 : 現実的にはなかなか難しい。本日の議論で修正が必要なところもあるので、事務局で早く修正してもらって、それを見る程度の対応までかと思う。
- 委員 : 資料がなければ口頭でもかまわない。
- 事務局 : リンクする資料の作成は難しいが、必要であれば説明させていただく。
- 委員長 : 報告書に評価ポイントを記載するかはここで決めないで、今後の議論を踏まえて決めればよいと思う。
- 報告書全体の構成イメージはこれで良いか。
- (異議なし)

⑦その他

・委員会の非公開について

- 委員長 : 委員会の検討経過について、途中経過を公表することについてご意見をいただきたい。
- 委員 : 変更されることはやむなし、と思うが、委員長が了解されているのなら、それでいい。
- 委員長 : この場で決めればよい。事務局としてはどのようなことを公表したいのか。
- 事務局 : 例えば、欠席者の扱いとか、資格判定審査結果である。相対評価については、点数の公

表はしないが、評価の考え方に関する議論等である。応募地の所有者や権利関係など個人を特定される情報を除いて、何について議論をしたという議論の内容を公表することを考えている。

委員長 : そうであれば、資格判定審査についてはすべて「適」であり、資料4も公表する。相対評価審査については、造成費に軟弱地盤対策は含めないで建物を建てる費用として評価する、といった補足的なことの議論をしていることを公表し、透明にしていくということか。

では、議事録を作成して、議事概要を別途まとめて委員に確認した上で公表となるが、いつ頃公表するのか。

事務局 : なるべく早く。できれば委員長・副委員長に議事概要案を確認していただいて判断していただきたい。

委員長 : 議事録は各委員に確認してもらわないといけない。その上で作成する議事概要は委員長と副委員長の予備録でいいかもしれないが。時間がかかっても元となる議事録は各委員に確認する手続きを踏んでいただきたい。

委員 : 別に公表しなくてもいいのではないかな。

事務局 : 事務局としては、議論した内容は公表する必要があると考えている。

委員 : 非公開でやろうという話だったので、議事録も無いと思っていた。

委員長 : 議事概要を公表していく方向について賛成・反対の意見をいただけないか。

委員 : 何もない状態では良いも悪いも言えないので、事務局で議事録を作成して、それを委員に示していただきたい。今判断するのは難しい。

委員長 : 次回の現地視察のときまでに、議事概要がまとまれば、そこで委員に示して決めるのはどうか。議事録をダイジェスト版にするのとは違うので、具体的なものを見ないことには何とも言えない。

委員 : 相対評価の評価方法は決まっていて、それに従って評価しているわけで、その議事録というのはちょっと理解できない。非公表でいいのではないかな。

事務局 : 第7回委員会で議事録を確認することになると、1ヶ月も議事録が公表されないことになるので、事務局で作成して確認していただきたい。

委員長 : この種の委員会の議事録で、1ヶ月は早いほうである。テープを起こして議事録を作成して、それを各委員に確認しないといけない。それに基づいて議事概要を作成して、それを公表するとなると議事概要も各委員に確認しないとまずい。本当は委員会で扱うのが良いと思うが、時間的に厳しいのであれば、各委員に確認して意見をもらって修正したものを第7回委員会で提示するのはどうか。早く知りたいと言う方には、手続きを踏まないといけないので待ってくれ、と言うのが最も良くて、中途半端な形で表に出ることのほうがまずい。議事概要も、委員長・副委員長だけで確認するのではなく、各委員にも確認する手続きを踏んでいただきたい。

事務局 : 第5回委員会までは、議事概要という形で、各委員に確認していただいたものを公表していたが、同じやり方で良いか。

委員長 : それでかまわない。

事務局 : 承知した。

事務局 : 第 8、9 回選定委員会で多面的評価を行っていただく際に、評価の参考としていただくため、事務局が把握している応募地の情報を提示させていただこうと考えているが、具体的にこういった情報の提供が欲しいというご要望あれば、事前に事務局までご連絡をいただきたい。現地視察までに要望をいただければ、事務局が収集できる範囲の中での情報にはなるが、現地視察の際に情報の提示をさせていただく予定である。

委員長 : 現時点で、センターや構成市に自治会等から反対の意思表示や問合せ等はないのか。

事務局 : 自治会やその他団体等からのそういった問合せ等は、今のところはありません。

・次回委員会の開催日程について

⑧閉 会

午後 4 時 20 分閉会

以上